

第15回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第15期（2020年4月1日～2021年3月31日）

- ① **連結計算書類の連結注記表**
- ② **計算書類の個別注記表**

株式会社 かんぽ生命保険

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jp-life.japanpost.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

連結注記表

(連結計算書類の作成方針)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 連結される子会社及び子法人等数 | 1社 |
| 会社名 | かんぼシステムソリューションズ株式会社 |
| (2) 非連結の子会社及び子法人等数 | 0社 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 | 0社 |
| (2) 持分法適用の関連法人等数 | 0社 |
| (3) 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等数 | 0社 |
| (4) 持分法を適用していない関連法人等 | |

J P インベストメント株式会社他2社については、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の項目からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は一致しております。

(連結貸借対照表の注記)

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、次のとおりであります。

① 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法（定額法）

② 責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

③ 非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

④ その他有価証券

(i) 時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等（株式については連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均）に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）

(ii) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの

(イ) 取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

(ロ) 上記以外の有価証券

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

(i) 建物

2年～60年

(ii) その他の有形固定資産

2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先（破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。）及び実質破綻先（実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。）に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、96百万円であります。

② 保険金等支払引当金

保険金等支払引当金は、ご契約調査等によって判明したお客さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性のある契約について、これまでの実績に基づき、その不利益を解消するための将来の契約措置により生じる保険金等の支払見込額等を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、株式給付規程に基づく当社執行役に対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

(追加情報)

当社は、2020年8月に同年10月1日を施行日とする退職手当規程の変更の決定及び周知を行い、60歳から65歳への定年延長に伴う退職一時金制度の改定を行っております。これに伴い、退職給付債務が減少し、過去勤務費用（有利差異）1,273百万円が発生しております。

(6) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(7) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券の一部に対する為替リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジを行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(i) ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債券

(ii) ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…貸付金

③ ヘッジ方針

外貨建債券に対する為替リスク及び貸付金に対する金利リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかである為替予約、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(9) 責任準備金の積立方法

連結会計年度末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については次の方式により計算しております。なお、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「郵政管理・支援機構」という。）からの受再保険の一部及び一時払年金保険契約を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により追加して積み立てた額が含まれております。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、当連結会計年度においては、郵政管理・支援機構からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てております。これに伴い積み立てた額は、245,841百万円ですが、同額の危険準備金を取り崩していることから、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 未適用の会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2021年度の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中です。

3. 当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引

当社は、当社の執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

(1) 取引の概要

当社は、予め定めた株式給付規程に基づき、当社の執行役に対し、事業年度における業績等により定まる数のポイントを付与し、退任時に受益者要件を満たした執行役に対し、当該累計付与ポイントに相当する当社株式及び一定割合の当社株式を退任時の時価で換算した金額相当の金銭を本信託（株式給付信託（BBT））から給付いたします。

執行役に対し給付する株式については、予め当社が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は367百万円、株式数は156千株であります。

4. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資産運用につきましては、健全経営を維持し、保険金等の支払を確実にを行うため、負債の特性を踏まえ、円金利資産により資産と負債のマッチングを推進しております。また、リスク管理態勢の強化に努めつつ、収益向上の観点から、許容可能な範囲で国債に比べて相対的に高い利回りが期待できる地方債及び社債等の円貨建資産並びに外国債及び株式等の収益追求資産への運用にも取り組んでおります。

なお、主として運用に関する資産の為替・金利リスクに対するヘッジ手段としてデリバティブ取引を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に有価証券及び貸付金であり、ALMの考え方に基づき運用を行っております。これらのうち、有価証券については、発行体の信用リスク、価格変動リスク及び金利リスクに晒されております。有価証券のうち外貨建債券については、為替リスクにも晒されております。また、変動金利の貸付金を保有しており、金利リスクに晒されております。

当社が利用対象としている主要なデリバティブ取引には、為替予約取引及び金利スワップ取引があります。当社ではこれらを行って為替・金利リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けております。また、その他のデリバティブ取引についても、主にヘッジ目的として利用しており、デリバティブ取引のもつ市場関連リスクは減殺され、限定的なものとなっております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 市場リスクの管理

市場リスクは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産及び負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク及び価格変動リスクに区分し管理しております。金利リスクは、ユニバーサルサービス対象商品である養老保険・終身保険を提供する使命を負う保険会社として、資産と負債のマッチングに一定の限界を有する中で、円金利の変動により、円金利資産及び保険負債の価値が変動し損失を被るリスクです。価格変動リスクは、金利リスク以外の市場リスクです。

当社は、市場リスクを含む会社全体のリスクのうち定量化が可能なリスクを特定し、それらのリスク量に基づき算出した会社全体の統合リスク量と資本量を対比することにより、会社全体のリスクを管理しております。

(ii) 信用リスクの管理

信用リスクは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクであります。

与信先の管理については、信用リスクの高い与信先への投融資を抑制するため、社内の信用格付に基づく与信適格基準を定めて管理しております。また、特定の与信先、グループ及び業種に与信が集中するリスクを抑制するため、信用格付に応じた与信管理基準額や業種別の与信シェアの基準を設けて管理しております。

なお、与信先の管理の状況については、定期的にはリスク管理委員会に報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、「(5) デリバティブ取引に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておらず、「(注2)」に記載しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	1,335,014	1,335,014	－
うち、その他有価証券（譲渡性預金）	480,000	480,000	－
②コールローン	130,000	130,000	－
③債券貸借取引支払保証金	2,585,087	2,585,087	－
④買入金銭債権	276,772	276,772	－
その他有価証券	276,772	276,772	－
⑤金銭の信託（※1）	3,696,910	3,696,910	－
⑥有価証券	55,251,508	61,212,592	5,961,084
満期保有目的の債券	35,327,980	40,512,921	5,184,940
責任準備金対応債券	9,382,446	10,158,590	776,143
その他有価証券	10,541,080	10,541,080	－
⑦貸付金	4,964,051	5,276,267	312,215
保険約款貸付	161,419	161,419	－
一般貸付（※2）	996,127	1,039,595	43,503
機構貸付（※2）	3,806,540	4,075,252	268,711
貸倒引当金（※3）	△36	－	－
資産計	68,239,343	74,512,644	6,273,300
①社債	300,000	300,290	290
②債券貸借取引受入担保金	4,587,469	4,587,469	－
負債計	4,887,469	4,887,759	290
デリバティブ取引（※4）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(855)	(855)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(155,809)	(155,809)	－
デリバティブ取引計	(156,665)	(156,665)	－

- (※ 1) 運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託であります。
- (※ 2) 差額欄は、貸倒引当金を控除した連結貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。
- (※ 3) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。
- (※ 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金

預貯金（譲渡性預金を含む。）は、預入期間が短期（1年以内）であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

② コールローン、及び③ 債券貸借取引支払保証金

短期（1年以内）で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

④ 買入金銭債権

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取り扱う買入金銭債権は、「⑥ 有価証券」と同様の評価によっております。

⑤ 金銭の信託

株式は取引所等の価格によっており、投資信託は基準価格等によっております。

保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(4) 金銭の信託に関する事項」に記載しております。

⑥ 有価証券

債券は主として日本証券業協会が公表する売買参考統計値等、業界団体等が公表する価格や取引金融機関から提示された価格等によっており、株式は取引所等の価格によっております。また、投資信託は基準価格等によっております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(3) 有価証券に関する事項」に記載しております。

⑦ 貸付金

保険約款貸付及び機構貸付に含まれる簡易生命保険契約に係る保険約款貸付の時価については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。

一般貸付における変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、当該帳簿価額によっております。

一般貸付における固定金利貸付及び機構貸付（保険約款貸付を除く。）の時価については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

負債

① 社債

日本証券業協会が公表する売買参考統計値によっております。

② 債券貸借取引受入担保金

短期（1年以内）で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(5) デリバティブ取引に関する事項」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
金銭の信託(※1)	492,384
有価証券	22,102
非上場株式(※2)	4,735
組合出資金(※2)	17,366
合計	514,487

(※1) 金銭の信託のうち、信託財産構成物が非上場株式等の時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、「資産 ⑤金銭の信託」には含めておりません。

(※2) 非上場株式及び組合財産が非上場株式等で構成されている組合出資金は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 ⑥有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金	1,334,352	—	—	—
コールローン	130,000	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	2,585,087	—	—	—
買入金銭債権	255,000	—	—	20,190
有価証券	2,685,173	8,294,061	15,474,078	25,357,515
満期保有目的の債券	1,515,853	4,273,929	9,518,420	19,582,504
公社債	1,515,853	4,273,929	9,518,420	19,582,504
国債	262,800	1,888,900	9,069,400	17,461,700
地方債	947,654	1,790,557	370,520	1,043,444
社債	305,399	594,472	78,500	1,077,360
責任準備金対応債券	812,852	2,128,817	2,614,200	3,641,625
公社債	812,852	2,128,817	2,614,200	3,641,625
国債	772,400	1,791,200	2,529,000	2,532,900
地方債	37,193	251,464	300	269,125
社債	3,259	86,153	84,900	839,600
その他の有価証券のうち 満期があるもの	356,467	1,891,315	3,341,458	2,133,385
公社債	232,020	761,433	1,261,021	1,256,417
国債	—	—	—	426,800
地方債	77,096	225,037	420,083	148,351
社債	154,924	536,395	840,937	681,266
外国証券	124,447	1,129,882	2,080,436	862,725
その他の証券	—	—	—	14,241
貸付金	1,031,140	2,077,422	1,181,901	674,020
合計	8,020,753	10,371,484	16,655,979	26,051,727

(注4) 社債及び債券貸借取引受入担保金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	—	—	—	—	—	300,000
債券貸借取引受入担保金	4,587,469	—	—	—	—	—
合計	4,587,469	—	—	—	—	300,000

(3) 有価証券に関する事項

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
公社債	33,566,561	38,792,499	5,225,937
国債	27,611,182	32,504,492	4,893,310
地方債	4,052,736	4,270,918	218,181
社債	1,902,643	2,017,088	114,445
小計	33,566,561	38,792,499	5,225,937
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
公社債	1,761,418	1,720,422	△40,996
国債	1,500,172	1,466,575	△33,597
地方債	106,322	103,180	△3,142
社債	154,923	150,666	△4,256
小計	1,761,418	1,720,422	△40,996
合計	35,327,980	40,512,921	5,184,940

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
公社債	8,424,838	9,223,337	798,498
国債	7,288,727	8,043,381	754,653
地方債	510,174	530,181	20,007
社債	625,937	649,774	23,837
小計	8,424,838	9,223,337	798,498
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
公社債	957,608	935,253	△22,355
国債	517,536	504,247	△13,288
地方債	48,073	47,687	△385
社債	391,998	383,318	△8,680
小計	957,608	935,253	△22,355
合計	9,382,446	10,158,590	776,143

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
公社債	2,923,470	2,881,106	42,363
国債	387,722	384,298	3,424
地方債	723,518	720,815	2,703
社債	1,812,229	1,775,992	36,236
株式	375,790	298,652	77,138
外国証券	4,028,653	3,669,886	358,767
外国公社債	3,887,173	3,538,527	348,645
外国その他の証券	141,480	131,359	10,121
その他（※）	1,467,038	1,393,826	73,212
小計	8,794,953	8,243,471	551,482
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
公社債	630,558	638,039	△7,480
国債	40,330	41,136	△806
地方債	152,683	153,236	△552
社債	437,544	443,666	△6,122
株式	23,067	24,177	△1,109
外国証券	603,722	620,240	△16,518
外国公社債	592,650	609,008	△16,358
外国その他の証券	11,072	11,231	△159
その他（※）	1,245,550	1,272,209	△26,658
小計	2,502,899	2,554,666	△51,766
合計	11,297,852	10,798,137	499,715

(※)「その他」には、連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金（取得原価480,000百万円、連結貸借対照表計上額480,000百万円）及び買入金銭債権（取得原価275,183百万円、連結貸借対照表計上額276,772百万円）が含まれております。

④ 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	219,915	3,006	－
国債	183,831	2,424	－
地方債	18,702	312	－
社債	17,381	269	－
合計	219,915	3,006	－

⑤ 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	140,960	1,869	1,063
国債	124,627	1,789	1,060
社債	16,333	80	3
株式	136,613	14,692	13,895
外国証券	127,647	853	4,326
外国公社債	95,207	853	1,812
外国その他の証券	32,440	－	2,513
その他の証券	136,495	－	13,504
合計	541,718	17,416	32,789

(4) 金銭の信託に関する事項

運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの
特定金銭信託	3,696,910	2,776,753	920,156	970,021	△49,865

(※) 13,285百万円の減損処理を行っております。

なお、信託財産として運用している株式について、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち市場価格が一定水準以下で推移している銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があると思われる場合を除き減損処理を行っております。

(5) デリバティブ取引に関する事項

- ① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等 のうち1年超	時価	評価損益
店頭	為替予約取引				
	売建	16,771	—	△889	△889
	米ドル	16,771	—	△889	△889
	買建	8,552	—	33	33
	米ドル	8,552	—	33	33
	合計	—	—	—	△855

(※) 時価の算定方法

連結会計年度末日の先物相場に基づき算定しております。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
時価ヘッジ	為替予約取引	外貨建債券			
	売建		3,467,449	－	△155,809
	米ドル		1,973,848	－	△75,029
	ユーロ		537,353	－	△19,578
	豪ドル		413,962	－	△35,464
	その他		542,285	－	△25,737
合計			－	－	△155,809

(※) 時価の算定方法
連結会計年度末日の先物相場に基づき算定しております。

5. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

(1) 責任準備金対応債券の連結貸借対照表計上額は9,382,446百万円、時価は10,158,590百万円であります。

(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

- ① 簡易生命保険契約商品区分（残存年数30年以内の保険契約）
- ② かんぽ生命保険契約（一般）商品区分（すべての保険契約）
- ③ かんぽ生命保険契約（一時払年金）商品区分（一部の保険種類を除く。）

6. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表計上額は5,249,528百万円
であります。

7. 貸付金には、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、それぞれの定義は、以下のとおりであります。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸付償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

8. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は24,863百万円であります。

9. 有形固定資産の減価償却累計額は53,637百万円であります。

10. 繰延税金資産の総額は1,349,468百万円、繰延税金負債の総額は431,957百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は13,375百万円であります。

繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳は、責任準備金1,011,450百万円、価格変動準備金223,044百万円、支払備金38,126百万円、退職給付に係る負債18,638百万円及びその他有価証券評価差額金27,983百万円であります。

繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金422,761百万円であります。

責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産は、将来の長期にわたり発生する課税所得により税金負担額を軽減する効果を有しております。

11. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	1,437,535百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額	159,817百万円
利息による増加等	8百万円
年金買増しによる減少	336百万円
契約者配当準備金繰入額	65,465百万円
当連結会計年度末現在高	1,342,855百万円

12. 関係会社の株式等の金額は17,862百万円であります。

13. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

有価証券 3,965,725百万円

担保付き債務は、次のとおりであります。

債券貸借取引受入担保金 4,587,469百万円

なお、上記有価証券は、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券であります。

上記のほか、有価証券担保付債券貸借取引及び為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券	438,177百万円
先物取引差入証拠金	1,105百万円
金融商品等差入担保金	11,286百万円

14. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は418百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は935百万円であります。

15. 1株当たり純資産額は5,052円12銭であります。

なお、当社は、株式給付信託（BBT）を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度末において156,200株であります。

16. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約及び為替決済等の取引の担保として受け入れている有価証券であり、当連結会計年度末に当該処分を行わず所有しているものの時価は2,909,293百万円であります。

17. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

18. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社の今後の負担見積額は33,629百万円であります。

なお、当該負担金は、拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

19. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。

また、当社は、2015年10月1日より、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として導入された、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第96号）に基づく退職等年金給付の制度に加入しており、当社の要拠出額は、当連結会計年度369百万円であります。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	66,060百万円
勤務費用	4,152百万円
利息費用	455百万円
数理計算上の差異の発生額	31百万円
退職給付の支払額	△3,041百万円
過去勤務費用の発生額	△1,273百万円
その他	30百万円
<hr/>	
退職給付債務の期末残高	66,414百万円

(※) 60歳から65歳への定年延長に伴う退職一時金制度の改定を行ったため、過去勤務費用が発生しております。

② 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務	66,414百万円
<hr/>	
連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債	66,414百万円

③ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4,152百万円
利息費用	455百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△234百万円
過去勤務費用の費用処理額	△434百万円
その他	134百万円
<hr/>	
確定給付制度に係る退職給付費用	4,073百万円

④ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	839百万円
数理計算上の差異	△265百万円
合計	573百万円

⑤ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	4,186百万円
未認識数理計算上の差異	648百万円
合計	4,835百万円

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.3～0.7%
-----	----------

20. 郵政管理・支援機構からの受再保険に係る責任準備金（危険準備金を除く。）は、当該受再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額31,408,726百万円を積み立てております。

また、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金1,129,662百万円、価格変動準備金655,111百万円を積み立てております。

21. 連結貸借対照表に計上した「その他負債」には「機構預り金」41,143百万円が含まれております。「機構預り金」とは、郵政管理・支援機構との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、民営化時に預託された郵政管理・支援機構における支払備金、訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相当する額であり、当連結会計年度末までに支払い等が行われていない額であります。

22. お客様の信頼回復に向けた取組

当社は、不適正な募集行為及びその背景にある態勢上の問題が認められたことにより、2019年12月27日、金融庁より保険業法に基づく行政処分を受けており、策定した業務改善計画の実行を経営の最重要課題として位置付け、全社をあげて取り組んでいるところであります。併せて、当社契約のすべてのお客様に対して、ご意向通りの契約となっているか確認し、お客様に不利益が生じている場合は利益回復を行っております。

当連結会計年度において、お客様の不利益を解消するための保険料の返戻や保険金のお支払いを保険金等支払金等に、対応する責任準備金の調整額を責任準備金戻入額等にそれぞれ計上しており、その純額21,589百万円を前連結会計年度末の保険金等支払引当金より取り崩すとともに、ご契約調査の進展等を見積りに反映したことによる減少額5,280百万円を戻し入れております。その結果、当連結会計年度末における保険金等支払引当金は2,851百万円となりました。なお、これら保険金等支払引当金の取り崩し及び戻し入れの金額は、連結損益計算書上、その他の経常収益に含まれております。

(連結損益計算書の注記)

1. 会計方針に関する事項

(1) 保険料の計上基準

初回保険料は、収納があり保険契約上の責任が開始している契約について、当該収納した金額を計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて当該金額を計上しております。

なお、収納した保険料のうち、連結会計年度末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

(2) 保険金等支払金の計上基準

保険金等支払金（再保険料を除く。）は、保険契約に基づく支払事由が発生し、当該契約に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額を計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、連結会計年度末時点において支払義務が発生したが保険金等の支出をしていないもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められるもののうち保険金等の支出をしていないものについて支払備金を積み立てております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用したことにより、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続として、「(1) 保険料の計上基準」及び「(2) 保険金等支払金の計上基準」を記載しております。

2. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は54百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は32百万円であります。

3. 1株当たり当期純利益は295円33銭であります。

なお、当社は、株式給付信託（BBT）を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において159,503株であります。

4. 保険料等収入には、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険料が364,196百万円含まれております。

5. 保険金には、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険金が2,940,643百万円含まれております。

6. 郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約により、当該受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、郵政管理・支援機構のため契約者配当準備金へ46,710百万円を繰り入れております。

(連結株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	562,600	－	－	562,600
自己株式				
普通株式	178	0	10	167

(※ 1) 普通株式の自己株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末株式数には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式数が含まれており、それぞれ166千株、156千株であります。

(※ 2) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(※ 3) 普通株式の自己株式の株式数の減少10千株は、株式給付信託 (BBT) の給付による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	21,378	38.00	2020年3月31日	2020年6月16日

(※) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	42,756	利益剰余金	76.00	2021年3月31日	2021年6月17日

(※) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

個別注記表

(貸借対照表の注記)

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、次のとおりであります。

① 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法（定額法）

② 責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

③ 子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう。）

移動平均法による原価法

④ その他有価証券

(i) 時価のあるもの

期末日の市場価格等（株式については期末日以前1カ月の市場価格等の平均）に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）

(ii) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの

(イ) 取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

(ロ) 上記以外の有価証券

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

(i) 建物

2年～60年

(ii) その他の有形固定資産

2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先（破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。）及び実質破綻先（実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。）に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、96百万円であります。

② 保険金等支払引当金

保険金等支払引当金は、ご契約調査等によって判明したお客さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性のある契約について、これまでの実績に基づき、その不利益を解消するための将来の契約措置により生じる保険金等の支払見込額等を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

(i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

(追加情報)

当社は、2020年8月に同年10月1日を施行日とする退職手当規程の変更の決定及び周知を行い、60歳から65歳への定年延長に伴う退職一時金制度の改定を行っております。これに伴い、退職給付債務が減少し、過去勤務費用（有利差異）1,273百万円が発生しております。

④ 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、株式給付規程に基づく当社執行役に対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券の一部に対する為替リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジを行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(i) ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債券

(ii) ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…貸付金

③ ヘッジ方針

外貨建債券に対する為替リスク及び貸付金に対する金利リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかである為替予約、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) 責任準備金の積立方法

事業年度末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については次の方式により計算しております。なお、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「郵政管理・支援機構」という。）からの受再保険の一部及び一時払年金保険契約を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により追加して積み立てた額が含まれております。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、当事業年度においては、郵政管理・支援機構からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てております。これに伴い積み立てた額は、245,841百万円であります。同額の危険準備金を取り崩していることから、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

(9) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引

当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引について、連結計算書類の「連結注記表（連結貸借対照表の注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

(1) 責任準備金対応債券の貸借対照表計上額は9,382,446百万円、時価は10,158,590百万円であります。

(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

- ① 簡易生命保険契約商品区分（残存年数30年以内の保険契約）
- ② かんぽ生命保険契約（一般）商品区分（すべての保険契約）
- ③ かんぽ生命保険契約（一時払年金）商品区分（一部の保険種類を除く。）

4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は5,249,528百万円であります。

5. 貸付金には、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、それぞれの定義は、以下のとおりであります。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸付償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

6. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は24,863百万円であります。

7. 有形固定資産の減価償却累計額は53,323百万円であります。

8. 関係会社に対する金銭債権の総額は245百万円、金銭債務の総額は13,948百万円であります。

9. 繰延税金資産の総額は1,349,644百万円、繰延税金負債の総額は431,949百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は13,361百万円であります。

繰延税金資産の発生 of 主な原因別内訳は、責任準備金1,011,450百万円、価格変動準備金223,044百万円、支払備金38,126百万円、退職給付引当金19,506百万円及びその他有価証券評価差額金27,983百万円であります。

繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金422,761百万円であります。

責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産は、将来の長期にわたり発生する課税所得により税金負担額を軽減する効果を有しております。

10. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

当事業年度期首現在高	1,437,535百万円
当事業年度契約者配当金支払額	159,817百万円
利息による増加等	8百万円
年金買増しによる減少	336百万円
契約者配当準備金繰入額	65,465百万円
当事業年度末現在高	1,342,855百万円

11. 関係会社の株式等の金額は18,846百万円であります。

12. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

有価証券 3,965,725百万円

担保付き債務は、次のとおりであります。

債券貸借取引受入担保金 4,587,469百万円

なお、上記有価証券は、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券であります。

上記のほか、有価証券担保付債券貸借取引及び為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券 438,177百万円

先物取引差入証拠金 1,105百万円

金融商品等差入担保金 11,286百万円

13. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は418百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は935百万円であります。

14. 1株当たり純資産額は5,047円07銭であります。

なお、当社は、株式給付信託（BBT）を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度末において156,200株であります。

15. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約及び為替決済等の取引の担保として受け入れている有価証券であり、当事業年度末に当該処分を行わず所有しているものの時価は2,909,293百万円であります。

16. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は33,629百万円であります。
なお、当該負担金は、拠出した事業年度の事業費として処理しております。
18. 郵政管理・支援機構からの受再保険に係る責任準備金（危険準備金を除く。）は、当該受再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額31,408,726百万円を積み立てております。
また、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金1,129,662百万円、価格変動準備金655,111百万円を積み立てております。
19. 貸借対照表に計上した「機構預り金」とは、郵政管理・支援機構との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、民営化時に預託された郵政管理・支援機構における支払備金、訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相当する額であり、当事業年度末までに支払い等が行われていない額であります。
20. お客さまの信頼回復に向けた取組
当社は、不適正な募集行為及びその背景にある態勢上の問題が認められたことにより、2019年12月27日、金融庁より保険業法に基づく行政処分を受けており、策定した業務改善計画の実行を経営の最重要課題として位置付け、全社をあげて取り組んでいるところであります。併せて、当社契約のすべてのお客さまに対して、ご意向通りの契約となっているか確認し、お客さまに不利益が生じている場合は利益回復を行っております。

当事業年度において、お客さまの不利益を解消するための保険料の返戻や保険金のお支払いを保険金等支払金等に、対応する責任準備金の調整額を責任準備金戻入額等にそれぞれ計上しており、その純額21,589百万円を前事業年度末の保険金等支払引当金より取り崩すとともに、ご契約調査の進展等を見積りに反映したことによる減少額5,280百万円を戻し入れております。その結果、当事業年度末における保険金等支払引当金は2,851百万円となりました。なお、これら保険金等支払引当金の取り崩し及び戻し入れの金額は、損益計算書上、保険金等支払引当金戻入額として計上しております。

(損益計算書の注記)

1. 会計方針に関する事項

(1) 保険料の計上基準

初回保険料は、収納があり保険契約上の責任が開始している契約について、当該収納した金額を計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて当該金額を計上しております。

なお、収納した保険料のうち、事業年度末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

(2) 保険金等支払金の計上基準

保険金等支払金（再保険料を除く。）は、保険契約に基づく支払事由が発生し、当該契約に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額を計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、事業年度末時点において支払義務が発生したが保険金等の支出をしていないもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められるもののうち保険金等の支出をしていないものについて支払備金を積み立てております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用したことにより、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続として、「(1) 保険料の計上基準」及び「(2) 保険金等支払金の計上基準」を記載しております。

2. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は15,061百万円であります。

3. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券4,876百万円、株式14,692百万円、外国証券853百万円であります。

4. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券1,063百万円、株式13,895百万円、外国証券4,326百万円、その他の証券13,504百万円であります。
5. 金銭の信託運用益には、評価損が13,285百万円含まれております。
6. 金融派生商品費用には、評価損が156,665百万円含まれております。
7. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は54百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は32百万円であります。
8. 1株当たり当期純利益は294円41銭であります。
なお、当社は、株式給付信託（BBT）を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において159,503株であります。
9. 保険料には、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険料が364,196百万円含まれております。
10. 保険金には、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険金が2,940,643百万円含まれております。
11. 郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約により、当該受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、郵政管理・支援機構のため契約者配当準備金へ46,710百万円を繰り入れております。

12. 関連当事者との取引に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本郵政株式会社	被所有 直接 64.48%	グループ 運営 役員の兼任	ブランド価値使用料の 支払 (※1)	2,739	未払金	251

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 当社が日本郵政グループに属することにより利益を享受するブランド価値は当社の業績に反映されるとの考え方にに基づき、当該利益が反映された業績指標である前事業年度末時点の保有保険契約高に対して、一定の料率を掛けて算出しております。

(※2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	日本郵便株式会社	なし	保険業務 代理店 役員の兼任	代理店業務に 係る委託 手数料の 支払 (※1)	198,126	代理店借	8,369

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 各契約の保険金額及び保険料額に、保険種類ごとに設定した手数料率を乗じて算定した募集手数料、保険料の収納や保険金の支払事務など、委託業務ごとに設定した業務単価に、業務量を乗じて算定した維持集金手数料等を支払っております。

(※2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(※3) 上記のほか、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法に基づき、2019年度から、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用は、日本郵便株式会社が負担すべき額を除き、当社及び株式会社ゆうちょ銀行からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われることとなっております。なお、当事業年度に当社が郵政管理・支援機構に支払った拠出金の額は56,063百万円であります。

(株主資本等変動計算書の注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	178	0	10	167

(※ 1) 普通株式の自己株式の当事業年度期首及び当事業年度末株式数には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式数が含まれており、それぞれ166千株、156千株であります。

(※ 2) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(※ 3) 普通株式の自己株式の株式数の減少10千株は、株式給付信託 (BBT) の給付による減少であります。

